

紫水クラブ会則

第1章 総 則

第1条 本会は、紫水クラブと称する。

第2条 本会は、群馬県前橋市昭和町3丁目39番22号群馬大学医学部保健学科内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、会員相互の親睦および研鑽を図るとともに、群馬大学医学部保健学科の発展に寄与し保健、医療、福祉に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦に関する事業
- (2) 会員名簿および機関誌等の発行
- (3) 医療技術教育の振興
- (4) 母校の発展および教育催事の協力援助
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認めた事業

第3章 会 員

第5条 本会は、正会員、準会員、特別会員をもって構成する。

(1) 正会員

前橋医学専門学校附属看護婦養成所、群馬大学医学部附属看護学校、群馬大学医学部附属衛生検査技師学校、群馬大学医学部附属臨床検査技師学校、群馬大学医学部附属助産婦学校、群馬大学医療技術短期大学部、群馬大学医学部保健学科（編入学者を含む）の卒業生
群馬大学医療技術短期大学部専攻科助産学特別専攻の修了者
群馬大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程の修了者（希望者）
群馬大学大学院医学系研究科保健学専攻博士後期課程の修了者（希望者）
群馬大学大学院保健学研究科保健学専攻博士前期課程の修了者（希望者）
群馬大学大学院保健学研究科保健学専攻博士後期課程の修了者（希望者）

(2) 準会員

群馬大学医学部保健学科の在学生

(3) 特別会員

医学部保健学科および本学に関係のある者で、役員会において認められた者

第4章 組織

第6条 本会に次の支部会を置く。

- (1) さつき会（看護学専攻）
- (2) みなづき会（検査技術科学専攻）
- (3) きさらぎ会（理学・作業療法学専攻）

第5章 役員

第7条 本会に次の役員を置く

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 3人 |
| (3) 書 記 | 2人 |
| (4) 会 計 | 2人 |
| (5) 監 査 | 2人 |
| (6) 理 事 | 若干人 |

ただし、副会長と理事は各支部会から選任される。

第8条 本会は顧問をおくことができる

第9条 役員は、正会員から総会で選出する。

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了後も後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

3 欠員により役員となった者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第11条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の委任によりその職務を代行する。

3 書記・会計は、本会の会務を処理する。

4 監査は、会計を監査する。

5 理事は、本会の事業の執行にあたる。

6 顧問は、会長の諮問に応じる。

第6章 会 議

第12条 本会の会議は、総会および役員会とする。

第13条 総会は、原則として年1回会長が招集しこれを開催する。ただし、会員の3分の1以上および役員会が必要と認めたときは臨時にこれを開催しなければならない。

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員の選出に関する事。
- (2) 予算および決算に関する事。
- (3) 資産の管理に関する事。
- (4) 事業計画に関する事。
- (5) 会則の制定改廃に関する事。
- (6) その他必要な事項。

第15条 役員会は、必要に応じ会長が招集しこれを開催する。

第16条 役員会は、会務に関する事項を審議する。

第17条 役員会は、役員の2分の1以上の出席を必要とする。

第18条 総会および役員会における議決権は正会員のみとし、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第7章 会 計

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

第21条 本会の会費は、入学時に終身会費として4万円を納入する。

2 本会の会費は、総会においてその金額を定める。

第22条 特別会員は、会費を徴収しない。

第23条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第8章 細 則

第24条 本会施行に必要な事項は細則をもって定めることができる。

第25条 細則は役員会が決定する。